

法第 27 条（準耐火建築物としなければならない特殊建築物）自動車修理工場

準耐火建築物とする自動車修理工場

法別表第 1（六）中、床面積の合計が 150 m²以上の自動車修理工場の用途に供する部分には、修理工場と一体に利用される作業場、事務室、休憩室、部品庫及び便所等の全てを含む。